

2009年9月27日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 吳 明憲

E-mail : meiken@jris.com.cnURL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ



税収協定の下でのライセンス
使用費の課税について

2009年9月14日付で《国家税務総局：税収協定のライセンス使用費条項執行の関係問題に関する通知》¹が公布され、10月1日より施行されることになりました。本通知は中国政府が対外的に署名した二重課税防止協定²（以下、税収協定という）の関連規定に基づいて、税収協定のライセンス使用費条項執行の関連問題について明確にしたものです。

1. 税収協定におけるライセンス使用費の定義

税収協定のライセンス使用費の定義において、工業、商業、科学設備の使用により徴収される金額（つまり中国税法の関連賃料所得）が明確に含まれている場合、関連所得は税収協定のライセンス使用費条項の規定を適用されます。そして、税収協定でこれに対し規定する税率が税法で規定する税率より低い場合、税収協定規定の税率を適用します。中国の税法において非居住者が取得する使用費の税率は20%と定められておりますが、日中租税条約では10%と定められております。このようなケースは本通知どおりに10%が適用されます。

（1）専有技術とは

税収協定のライセンス使用費条項の定義に列挙されている工業、商業または科学的経験に関連する情報は、専有技術と理解されるべきであるとされております。一般的にはある

¹ 国税函[2009]507号

² 内地と香港、マカオ特別行政区で締結された税収取決を含みます。

製品の生産または工程の再現に必要で、これまで公開されておらず、専有技術的性質を有する情報または資料（以下専有技術という）のことを指します。

専有技術に係るライセンス使用費は一般的に技術許可側がその未公開技術をもう一方に許可し、もう一方が自由な使用に同意することに関するものであり、技術許可側は通常許可された技術の技術譲受側の具体的実施については自ら関与せず、また実施の結果についても保証しません。許可される技術は通常すでに存在するものでありますが、技術譲受側の必要により研究開発後に使用を許可し、かつ契約において秘密保持など使用制限のある技術も含まれます。

（２）サービス契約

サービス契約において、サービス提供側がサービスを提供する過程においてある専門知識及び技術を使用するものこれらの技術を譲渡または許可しない場合、この種のサービスはライセンス使用費範囲に該当しません。ただし、サービス提供側がサービスを提供することで形成される成果は税収協定のライセンス使用費の定義範囲に該当します。またサービス提供側がその成果の所有権を保有しており、サービス享受側がこの成果に対し使用権のみ有する場合、この種のサービスによりもたらされる所得は、税収協定のライセンス使用費条項の規定を適用します。

（３）専有技術使用権の譲渡または許可

専有技術使用権の譲渡または許可の過程において、技術許可側が人員を派遣し当該技術の使用に関連するサポート、指導などのサービスを提供しサービス費を徴収する場合、それが単独での徴収であるか、もしくは技術フィーに含まれているかを問わず、いずれもライセンス使用費とみなし、税収協定のライセンス使用費条項の規定を適用します。

上述の人員のサービスがすでに恒久的施設を構成している場合、サービス部分の所得に対し税収協定の営業利益条項の規定を適用します。なお、納税人が恒久的施設の営業利益に帰属すべきものを正確に計算出来ない場合、税務機関は税収協定の恒久的施設利益帰属の原則に基づきこれを確定することができるものとされています。

なお、不動産使用により発生する所得には税収協定の不動産条項の規定を適用し、ライセンス使用費の対象外となります。

２．役務活動所得

以下の報酬についてはライセンス使用費ではなく労務活動所得になります。

- ① 単純な貨物貿易項目下におけるアフターサービスとしての報酬

- ② 製品保証期間内の売方が買方に対して提供するサービスにより取得する報酬
- ③ 専門的に工事、管理、コンサルティング等専門サービスに従事する機構または個人が提供する関連サービスにより取得した金額
- ④ 国家税務総局が規定するその他類似報酬。

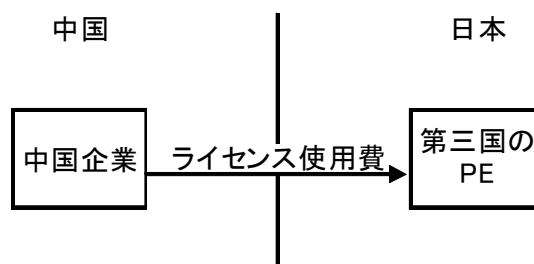
上述の役務所得は通常税収協定の営業利益条項の規定を適用します。³

3. 適用対象者

税収協定におけるライセンス使用費条項の規定は締結相手国の居住者である受益所有者にのみ適用され、第三国が締結相手国に設けた恒久的施設が我が国国内で取得したライセンス使用費は、当該第三国と中国の税収協定の規定を適用します。日中間をベースに考えてみます。

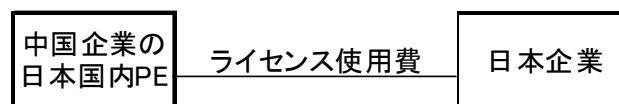
(1) 第三国企業が日本国内に PE（恒久的施設）あり

以下のように、第三国が中国から見て締結相手国（日本）に設けた恒久的施設が中国国内から取得するライセンス使用費は、当該第三国と中国の税収協定の規定を適用します。ここでは日中租税条約は適用されません。



(2) 中国企業が日本国内に PE（恒久的施設）あり

逆のケースで、中国の居住者企業が締結相手国（日本）に恒久的施設を設けている場合を考えて見ます。

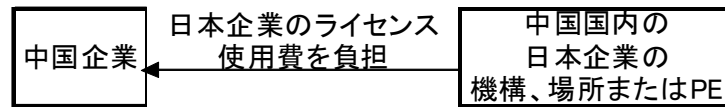


本通知によりますと、このようなケースでは中国企業の PE は日本の居住者とみなさないので、相手国居住者として適用税収協定のライセンス使用費条項の規定を

³ 中英税収協定は特に技術費条項を設けているような、個別の税収協定で別途特殊規定がある場合は除きます。

適用しません。

- (3) 中国国内にある外国企業の機構、場所または恒久的施設が負担するケース
次のようなケースが該当します。



上図のように、中国国内にある外国企業（ここでは日本企業）の機構、場所または恒久的施設が中国と税収協定を締結している相手国の居住者のライセンス使用費を負担し支払っている場合、中国と当該締結国の税収協定のライセンス使用費条項の規定を適用します。つまり、中国国内にある日本企業の機構、場所または恒久的施設は日本企業そのものとみなして、日中租税条約を適用することになります。

以 上

*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。